申請に必要な書類一覧

**（１）【新規、銀の更新、銀から金、再交付の申請に必要な書類】**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 書類の名称 | 根拠法令 | 適用 | |
| 表示マーク交付（更新）  申請書 | 堺市防火基準適合  表示要綱 | 必要です。 | |
| 防火対象物定期点検報告書の写し（※１） | 消防法  第８条の２の２ | 法的義務あり | 不要（※２） |
| 法的義務なし | 必要 |
| 製造所等定期点検記録表  の写し | 消防法  第１４条の３の２ | 該当する施設があれば、過去１年以内に実施したものが必要です。 | |
| 定期調査報告書  の写し（※３） | 建築基準法  第１２条 | 法的義務あり | 必要 |
| 法的義務なし | 必要（※４） |
| 建築確認完了検査済証  の写し | 建築基準法  第７条 | 新築等で定期調査報告が免除されている場合に必要です。 | |

※１　新築の場合、初回に限り不要とします。

※２　この場合、定期に消防署に報告されたものをもって審査しますので添付不要としています。

　　　　（注：点検の実施が不要という意味ではなく、添付の必要がないという意味です。）

※３　免除期間中は不要ですが、建築確認完了検査済証が必要です。

※４　特定行政庁が定める期間内に準じて実施し、直近の報告書の写しを添付してください。

**（２）【（金）から（金）申請に必要な書類】**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 書類の名称 | 根拠法令 | 適用 | |
| 表示マーク交付（更新）  申請書 | 堺市防火基準適合  表示要綱 | 必要です。 | |
| 防火対象物定期点検報告書の写し | 消防法  第８条の２の２ | 法的義務あり | 不要 |
| 法的義務なし | 不要（※１） |
| 製造所等定期点検記録表  の写し | 消防法  第１４条の３の２ | 前回の申請日以降に実施したすべての記録表が必要です。 | |
| 定期調査報告書  の写し | 建築基準法  第１２条 | 法的義務あり | 必要 |
| 法的義務なし | 必要（※２） |
| 建築確認完了検査済証  の写し | 建築基準法  第７条 | 新築等で定期調査報告が免除されている場合に必要です。 | |

※１　金から金への更新時に限り、免除とします。

※２　特定行政庁が定める期間内に準じて実施し、直近の報告書の写しを添付してください。

**（３）【対象外施設の申請に必要な書類】**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 書類の名称 | 根拠法令 | 適用 | |
| 表示制度対象外施設  申請書 | 堺市防火基準適合  表示要綱 | 必要です。 | |
| 防火対象物定期点検報告書の写し（※１） | 消防法  第８条の２の２ | 法的義務あり | 不要（※２） |
| 法的義務なし | 必要 |
| 製造所等定期点検記録表  の写し | 消防法  第１４条の３の２ | 該当する施設があれば、過去１年以内に実施したものが必要です。 | |
| 定期調査報告書  の写し（※３） | 建築基準法  第１２条 | 法的義務あり | 必要 |
| 法的義務なし | 必要（※４） |
| 建築確認完了検査済証  の写し | 建築基準法  第７条 | 新築等で定期調査報告が免除されている場合に必要です。 | |

※１　新築の場合、初回に限り不要とします。

※２　この場合、定期に消防署に報告されたものをもって審査しますので添付不要としています。

　　　　（注：点検の実施が不要という意味ではなく、添付の必要がないという意味です。）

※３　免除期間中は不要ですが、建築確認完了検査済証が必要です。

※４　特定行政庁が定める期間内に準じて実施し、直近の報告書の写しを添付してください。